

令和4年度諮問（個）第1号  
答申（個）第21号

「審査請求人の病院受診に係る保有個人情報の開示決定及び  
非開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

地方独立行政法人〇〇〇〇〇〇（以下「実施機関」という。）が行った開示処分及び非開示処分のうち、開示処分については、審査請求人の診療録全体を対象公文書の範囲とした上で、該当する保有個人情報の特定を行い、開示した保有個人情報以外に該当する保有個人情報がある場合には、開示決定等を行うべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 14 条第 1 項の規定により、令和 3 (2021) 年 11 月 15 日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

次のアからエの保有個人情報の開示を求める。

ア 栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が審査請求人に A 病院受診を命じたことに係る教育委員会から A 病院への診断依頼の経緯がわかる情報

イ （A 病院担当医師の審査請求人に係る）診断の不審な点の情報

ウ 審査請求人の診断書の動向に係る情報

エ （審査請求人が A 病院に送付した）F A X 等対応記録の詳細の情報

### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、1 (2) のアからエまでのうち、エについては実施機関が保有する審査請求人の診療録中で、（審査請求人が A 病院に F A X した事案に係る）対応等の内容が記載されている箇所を対象公文書として特定し、令和 3 (2021) 年 11 月 29 日付けで、条例第 19 条第 1 項の規定により保有個人情報開示決定（以下「開示処分」という。）を行い、また、同ア、イ及びウについては対象となる保有個人情報は存在しないとして、同日付けで、条例第 19 条第 2 項の規定により保有個人情報非開示決定（以下「非開示処分」という。）をそれぞれ行った（以下「本件処分」という。）。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により令和 4 (2022) 年 2 月 28 日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第 19 条第 1 項の規定により

令和4(2022)年8月1日付けで栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、あらためて開示請求の内容を理解した上で、審査請求人に対して時系列も含めた具体的で明確な情報公開と説明責任を果たすことを求める。

#### 2 審査請求の理由等

審査請求書及び反論書によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示された公文書(診療録の一部)には、「(審査請求人のA病院受診に関して)教育委員会の誰が、いつ、どのような連絡をしたか」、「教育委員会はA病院に、審査請求人について何をどのように伝え、どのような診断を依頼したか」、「審査請求人がA病院を受診後または受診時に、(担当医師が)教育委員会にどのような報告をしたか」、「A病院は、教育委員会に審査請求人の診断書をいつ送付したか」等の記載されるべき事項が記載されていない。
- (2) 非開示とされた公文書(保有個人情報)について、教育委員会の担当者とA病院の担当医師とのやり取りに関して一切の記録や説明がないというのは不自然であり、書類が残っていないから開示できないという理由はあまりにも不誠実であり、不適切である。
- (3) 審査請求人の診断書が、承諾書を提出していないにもかかわらず、本人の目を通さず、そして本人の手に渡らずにA病院から教育委員会に送付され、開封されたのは個人情報保護法違反ではないか。

### 第4 実施機関の主張要旨

#### 本件開示請求に係る対象保有個人情報の特定及び処分について

弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人が本件開示請求で求めた、第2の1(2)のアからエまでのうち、エについては、実施機関が保有する審査請求人の診療録の中で、審査請求人が開示を求めた事項中の「FAX等の対応記録の詳細がわかるもの」に該当する情報が記載されていると判断した箇所を開示した。

同ア、イ及びウは、それぞれの事項に係る記録や調査結果の報告書と特定した上で、該当公文書を作成又は保有していないため非開示とした。

### 第5 審査会の判断

#### 1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報の開示請求に対して「開示決定」及び「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分については、(1)の基本的な考え方に立って県民等の県の保有する個人情報の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

## 2 実施機関の保有個人情報の特定及び本件処分の妥当性について

条例第13条第1項において、開示請求の対象となる保有個人情報とは実施機関が保有する自己の個人情報である旨、第2条第5項において、保有個人情報とは公文書に記録された個人情報である旨、第19条第2項において、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は開示しない旨の決定をしなければならない旨規定している。

これを踏まえて、上記第4で実施機関が行った対象公文書の特定及び本件処分の妥当性について、以下検討する。

### (1) 本件処分のうち開示処分について

ア 審査請求人が開示を求めた第2の1(2)のエは、審査請求人がA病院にFAXしたとする、担当医師の診断等についての調査依頼事項に関するA病院側の対応が記載された公文書と判断される。

イ これに対し、実施機関は、その保有する審査請求人の診療録の中で、第2の1(2)のエに関連する事項が記載されていると判断した箇所を該当公文書として特定し、（電子化された診療録から該当箇所を出力したものを）開示したと主張する。

ウ 審査会が実施機関の開示した公文書を見分した結果、当該公文書に

は、次の記載がされていることを確認した。

(ア) 令和3年9月22日に病院長あてに審査請求人からのFAXが届いた旨

(イ) 審査請求人はFAXで「診断書が出来たらA病院から連絡をもらえることになっているのに連絡がない」旨を主張しているが、A病院からは本人に連絡するとは受付で伝えていない旨

(ウ) 審査請求人の携帯電話に（診断書ができていることについて）複数回架電したがつながらなかったため、同人の勤務先に架電して、事務員に本人への伝達を依頼した旨

よって、実施機関が開示した公文書は、審査請求人が第2の1(2)のエで求める公文書の内容に合致していると認められる。

エ なお、実施機関が審査請求人の診療録の全体ではなく、一部分を開示したことについて、審査会が実施機関に行った意見聴取において、「本件開示請求の受付時に、審査請求人に診療録の全部の開示を求める趣旨であるか確認した際に、「そうではない」との説明があり、診療録全部の開示を求めているものではないと判断した。」「診療録中、審査請求人が（第2の1(2)のエで）求める事項が記載されていると判断した箇所を該当公文書と特定した。」等の説明があった。

ただし、審査請求人が本件開示請求の受付時に発言したとする上記の内容について、開示請求書には特段、記録はされていない。

オ 一方、審査会が行った審査請求人の口頭意見陳述で、審査請求人から自身の診療録について、「見られるものは全て見たい意向はあった」との主張があった。

カ 上記の条例第13条第1項及び第2条第5項の規定を踏まえると、審査請求人が第2の1(2)のエで求める保有個人情報について、対象となる公文書の対象範囲を診療録の一部分に限定したことは、診療録の今回の対象範囲外とされた箇所の中に、本件処分で非開示処分とされた第2の1(2)のアからウまでの情報が記載されている可能性もあることから、対象公文書の特定として適当であったとは言えず、診療録の全体を対象範囲とした上で、本件処分が開示した公文書を含め、該当する保有個人情報の特定を行うべきであった。

(2) 本件処分のうち非開示処分について

ア 実施機関は、本件処分で非開示処分とした第2の1(2)のアからウまでの公文書については作成又は保有していない旨主張する。

これに対して、審査請求人は、教育委員会が自分にA病院の受診を命じたことに関して、教育委員会とA病院とのやり取り等について一

切の記録がないのは不自然である旨主張する。

イ 第2の1(2)のアの公文書については、審査会が実施機関に行った意見聴取で、実施機関から「教育委員会から院長に「このような症状の人がいるので診断していただけないか」という旨の電話連絡があり、院長が担当医師に電話のあった内容を伝えたようであるが、口頭でのやり取りのみで記録文書は作成していない。」旨の説明があった。

一般に、病院には毎日多くの患者が訪れ、また電話で様々な照会が寄せられることから、病院側が、受付や電話での個々の照会事案のすべてについて、逐一、記録文書を作成することは困難であると思料される。さらに、本件の審査請求人に係る診断の依頼は、上記のとおり、院長が直接、電話で教育委員会から診断依頼を受け、担当医師に院長が口頭で依頼の内容を伝えたとのことであることから、実施機関の「記録文書を作成していない」との説明に不自然な点はない。

ウ 同イの公文書については、審査会が実施機関に行った意見聴取で、実施機関から「診療録以外には審査請求人のA病院受診に関連する公文書は作成していない」旨の説明があった。

患者の診断に関する事項は、通常、診療録に記載されるのが一般的であることから、実施機関の「診療録以外には審査請求人の診断に関して記載された公文書は作成していない」との説明に不自然な点はない。

エ 同ウの公文書については、審査会が実施機関に行った意見聴取で、実施機関から「審査請求人には診断書のできる期日を事前に伝えていたが、本人がなかなか来院しない状況の中、教育委員会の担当者が審査請求人の診断書を取りに来た」旨、「(教育委員会提出用の)診断書の費用を教育委員会が負担していることや、審査請求人の職務遂行に関する判断(〇〇〇〇〇か否か)に必要な情報ということで、教育委員会に診断書を渡した」旨及び「当病院では、窓口で診断書を受診者に渡す際に、交付記録簿等は作成していない」旨等の説明があった。

通常、病院の窓口での診断書の交付手続きは、受診者が引換証等の必要書類を提示し、窓口の職員が確認した上で手交する等の方法により行われるのが一般的であることから、実施機関の「審査請求人の診断書の動向に係る交付記録簿等の公文書は作成していない」との説明に不自然な点はない。

これらのことを踏まえると、非開示とした公文書について、該当する公文書は作成していないとする実施機関の主張に不合理な点はない。

### 3 その他の主張について

審査請求人は、診断書が自分の手を介さずに、A病院から直接教育委員

会に渡されたことは個人情報保護法に違反する旨を主張するが、当該主張は、当審査会の本件処分の当否の判断に影響を与えるものではない。

#### 4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 附言

診断書の取扱いについて、審査請求人は自分の承諾なしにA病院から教育委員会に渡された旨を主張し、実施機関も、審査会が行った意見聴取において、直接、教育委員会に渡したことを認めている。

診断書は、結果的に、依頼元の教育委員会に渡されたが、診断書には要配慮個人情報も記載されていることから、本人の同意のないまま渡されたことは個人情報保護の観点から疑問があり、実施機関には、保有する個人情報の適切な取扱いを徹底することが望まれる。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 (2022)年 8 月 1 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 4 (2022)年 8 月 25 日 (第55回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 4 (2022)年 9 月 30 日 (第56回審査会第 1 部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第 2 回審議
令和 4 (2022)年 11 月 25 日 (第57回審査会第 1 部会)	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 第 3 回審議
令和 4 (2022)年 12 月 22 日 (第58回審査会第 1 部会)	・ 第 4 回審議
令和 5 (2023)年 1 月 27 日 (第59回審査会第 1 部会)	・ 第 5 回審議

## 栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	下野新聞社常務取締役主筆	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授	部会長
根 本 智 子	弁護士	第 3 部会から参加

(五十音順)